

他都市における適正な学校規模の方針（各市ホームページ等より調査）

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
札幌市	小学校：18～24学級（少なくともクラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。）	6学級（各学年1学級）未満の過小規模校については早期改善が望まれる。 25学級以上の規模については、適正規模を超えることのみを理由として分離・新設を行うべきではない。
	中学校：12～18学級（少なくともクラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。）	6学級未満の過小規模校については早期改善が望まれる。 19学級以上の規模については、適正規模を超えることのみを理由として分離・新設を行うべきではない。
旭川市	小学校：12～18学級	1学年3学級、全校で9学級を下限とする。
	中学校：9～18学級	
仙台市	小学校：12学級以上必要（各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう1学年複数学級があることが望ましい。）	一定規模の基準に満たない学校の中でも、全学年単学級となっているなど、早急な対応が必要なところから検討、実施。 可能な限り、1中学校区複数小学校区を確保する。
	中学校：9学級以上必要（各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう1学年複数学級があることが望ましい。）	一定規模の基準に満たない中学校で、学区が小学校の学区と同一の場合には、優先して対応を検討する必要がある。
宇都宮市	小・中学校：12～24クラス	
千葉市	小・中学校：12～24学級	【共通】将来（平成25年度推計）についても適正規模の回復が見込めない学校を適正配置に向けて取り組むべき対象校とする。
船橋市	小・中学校：12～24学級	
成田市	小学校：12～18学級（1学年複数学級が確保できる規模）	12学級を下回った場合でも、クラス替えが可能で、教育活動を円滑に行うことができることが可能な生徒数が確保される場合については、適切な教育効果が期待しうる規模とする。
	中学校：12～18学級（教育活動において生徒の多様な希望に応えることが可能）	

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
八王子市	小・中学校：12～18学級（望ましい学校規模に準ずる規模は、小学校は19～24学級、中学校は9～11学級とする。）	小学校：1学年2学級を下限、3学級を上限とする。 中学校：1学年4学級を下限、6学級を上限とする。
立川市	小学校：12～18学級（1学年2学級以上） 中学校：9～18学級（1学年3学級以上）	学級数が9学級以下の学校を下限とし、20学級を超える学校を上限とする。 学級数が6学級以下の学校を下限とし、20学級を超える学校を上限とする。
川崎市	小・中学校：12～24学級（一時的に児童生徒が急増している地域については、過大規模とならない30学級までを許容学級とする。）	【共通】12学級未満の小規模校のうち、今後もこの状態が継続していく見込みの学校（早急に検討が必要な学校としては、既に6学級となっているか、今後6学級以下になると見込まれる小規模校）
横浜市	小学校：12～24学級（1学年2～4学級） 中学校：12～24学級（1学年4～8学級）	全校の学級数が11学級以下の学校が複数近接している地域 全校の学級数が8学級以下の学校が複数近接している地域 【共通】 小規模化の進行が著しく、教育環境の確保のため早急な対応が必要な地域 学級数31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消が困難な場合
横須賀市	小学校：12～24学級（クラス替えのできる各学年2学級） 中学校：12～24学級（5教科の教員が複数配置できる各学年4学級）	全校の学級数が11学級以下（クラス替えのできない単学級の学年が出現） また、31学級以上（5学級を超える学年が出現）となる場合 全校の学級数が5学級以下（10教科の教員が配置できない規模） また、31学級以上（10学級を超える学年が出現）となる場合
甲府市	小学校：12～18学級（1学年2学級以上のクラス替えのできる学校規模）	小規模化の深刻な状況にある学校の適正規模化を優先的に進める必要がある。
浜松市	小学校：12～24学級（1学年複数の学級編制が望ましい。） 中学校：12～18学級（1学年4学級以上の編制が望ましい。）	【共通】 全校で6学級以下の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校 適正規模を上回る大規模校のうち、全校で25学級以上の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
豊田市	小・中学校：12～24クラス（少なくとも6クラス以上とする。）	6クラス未満または25クラス以上となり、推定児童生徒数が将来的に改善する見込みがない場合は、統廃合や分離新設等により学習環境の改善を図る。
奈良市	小学校：12～18学級（1学年2～3学級） ----- 中学校：9～18学級（1学年3～6学級）	【共通】 適正規模を下回る場合、基本的には統廃合も視野に入れた検討が望ましい。 適正な規模を大きく上回る状況が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、分離新設を視野に入れた検討が望ましい。
大阪市	小・中学校：12～24学級	【共通】全学年単学級の小学校を適正化の対象とし、極めて小規模で教育効果面での課題が大きいと認められる小学校から順次検討を行うのが望ましい。
堺市	小・中学校：12～24学級	【共通】 学級数が6学級以下で、今後も児童生徒数の増加が見込みにくい学校。 中学校で各学年複数学級となる場合は、再編整備の対象外とする。
吹田市	小学校：12～24学級（7～11学級の学校で特筆すべき教育が期待できる場合は許容範囲とする。） ----- 中学校：12～18学級（11学級以下の学校で特筆すべき教育が期待できる場合、19～21学級の場合は許容範囲とする。）	【共通】 小規模校については、適正規模を下回る場合でも、ある程度までは工夫によりデメリットを補うことも可能で、状況を見極めながら適正化を検討する。 許容範囲を下回る学校については、早期に適正化に取り組む必要がある。
枚方市	小・中学校：12～24学級（適正な学校規模は18学級）	【共通】 12学級であっても、学級編制によって11学級の児童数より少ない場合。 24学級を超えても、普通教室に余裕があり、特別教室・多目的室が確保でき、児童生徒1人あたりの施設規模が十分の場合は許容範囲とする。

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
尼崎市	小・中学校：12～24学級（中学校の理想的な学校規模は15～18学級）	
山口市	小学校：12～18学級 ----- 中学校：9～18学級	【共通】 適正規模以下であっても、努力や工夫で補える最低規模を一定規模とし、小学校では複式学級とならない6学級以上、中学校では各教科の教員が配置される7学級以上が望ましい。 過大規模校となる31学級以上となる場合は、早急な対策が望まれる。
下関市	小・中学校：12～18学級（19～24学級については許容範囲とする。）	【共通】将来的にも学校の小規模化が避けられない状況で、平成18年度を基準として、6年後の平成24年度に適正規模の範囲外と見込まれる学校を検討対象校とする。
北九州市	小・中学校：12～24学級	
東京都 中野区	【最小学校規模】 小学校：6学級（1学年1学級、児童数120人程度、ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと。） ----- 中学校：6学級（1学年2学級、生徒数130人程度）	一定程度の児童生徒数（20人を割らない程度）を確保でき、教育活動の円滑な実施の最小規模として定める。
板橋区	小学校：12～18学級（クラス替えが可能な1学年2～3学級） ----- 中学校：12～18学級（一定の教職員の確保が可能な1学年4～6学級）	【共通】6学級以下で児童生徒数が150人以下の学校は早急な対応を要する。
港区	小学校：12～18学級（各学年複数の学級） ----- 中学校：9～18学級（学年当たり3学級以上）	【共通】小規模校は、全学級数が6学級で、小学校では安定して100人程度確保でき、中学校では安定して200人程度確保できる規模とし、学年が欠ける学校や複式学級を有する学校の存置は認めがたい。

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
東京都 杉並区	小学校：12～18学級（各学年2～3学級）	【共通】児童生徒数の将来推計、学校の特色・教育活動の現状、地域性、老朽改築計画との整合性など十分に考慮し、多角的に検討する。
	中学校：9～12学級（各学年3～4学級）	
練馬区	小学校：12～18学級（19～24学級までは許容範囲）	【共通】過小規模校（小学校11学級以下、中学校10学級以下）は通学区域の変更や統合により適正規模の確保に努め、原則として小規模化の著しい学校から進める。過大規模校（小学校25学級以上、中学校19学級以上）は通学区域の変更により適正規模の確保に努める。
	中学校：11～18学級	
北区	小学校：12～18学級（当面存置規模は1学年25人の6学年）	学級数に応じて教員数が決まる現状のしくみでは、一定の学級数の確保が望まれ、また部活動の改善も大きな視点であり、中学校の改善について優先すべきである。
	中学校：9～15学級（当面存置規模は1学年2学級の3学年）	
江東区	小学校：12～18学級（1学年複数の学級編制ができる規模）	【共通】早急な対応が必要な規模は、小学校では、近い将来（概ね5年以内）全学年が単学級となり、かつ児童数が150人を下回る場合。中学校では、近い将来（概ね5年以内）5学級となる場合。
	中学校：12～18学級	